

新会計基準に振り回されないために ～有価証券に関する処理を中心に～

都立池袋商業高等学校教諭 加瀬 きよ子

I はじめに

平成9年6月6日に「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」が公表されてから、平成14年8月9日の「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」の公表まで、合計9本のいわゆる新会計基準の設定・改訂が行われた。これにともない商法や商法施行規則、財務諸表等規則などの改正も進み、2001年に発足した企業会計基準委員会からは、2本の会計基準と適用指針及び実務対応報告が出されている。

まさに、今日の我が国の企業会計は大変革期の真っ只中にあり、その変革のスピードがあまりに速いゆえ、多様な意味で混乱が生じている。とりわけ、有価証券に関しては、「金融商品に係る会計基準」の導入により時価評価が基本になったこと、さらに「金融商品会計に関する実務指針」で、従来にはない全く新しい勘定科目を使用したことなどにより、混乱の度を深めている。

そこで本稿では、高校における有価証券の指導はどうあるべきか、その標準的な指導内容と検定試験の方向について検討してみたい。それにはまず、主要な会計規範の規定によって、有価証券の指導が混乱している現状をスケッチするところから始めなければならない。

II 主要な会計規範にみる有価証券の混乱

有価証券について規定する主要な会計規範として「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書（以下設定意見書と略す）」「金融商品に係る会計基準（以下金融商品基準と略す）」「財務諸表等規則（以下財規と略す）」「財務諸表等規則ガイドライン（以下財規ガイドと略す）」「商法」「商法施行規則（以下商規と略す）」を取り上げる。また、会計規範とは言えないが、「金融商品会計に関する実務指針（以下実務指針と略す）」と「金融商品会計に関するQ&A（以下Q&Aと略す）」は、今日その影響力が

強いことから取り上げることにする。

（1）有価証券の分類

「設定意見書及び金融商品基準」と「商法及び商法施行規則」では、有価証券の分類の観点が異なる。すなわち、前者（設定意見書Ⅲ・四・2及び金融商品基準三・二）は、「保有目的別」に有価証券を分類する。これに対し後者（商法285条の5・285条の6）（注1）は、従来からある換金可能性の観点（注2）から「市場価格のある・なし」で分類を行っている。このことは、有価証券に関する全般的な規定の仕方に大きく影響し、両者における評価や評価差額の処理法、表示規定の面で差異を生じさせている。

また、金融商品基準でなされた分類が、そのまま勘定科目であるとして「金融商品基準では、売買目的有価証券勘定を使用しているから、教科書や検定試験でもこの勘定科目を使うべきだ」と言う人がいるが、初歩的な大混乱といえる。金融商品基準では勘定科目や表示科目は何一つ規定していない。

（2）評価規定

金融商品基準は、時価評価で一元化し低価法の規定を廃止した。これに対し商法は、取得価額による評価を原則とし、低価法の適用を残すとともに、「時価評価」の容認規定を新たに導入した（商法285条の5、286条の6）。このような評価規定の大きな違いが混乱を生んでいる。

最近では金融商品基準ベッタリの受験用テキストが多く出回っている。その結果、原価基準や低価法は検定試験に出ないから、商法の規定は指導する必要はないという声も聞く。検定試験に出ないからといって、原価基準や低価法を指導しなくてよいものであろうか。

実際問題として商法の規定は、100万を超える全ての株式会社に適用されるが、時価評価（注3）を基本とする金融商品基準を適用しなければならない証券取引法の系における株式会社、すなわち有価証券報告書提出会社は、約4,000社程度である。特に

中小会社にとっては、金融商品基準の規定は、ほとんど意味をもたない。従来からの原価基準や低価法が、中小会社にとってより現実的な規定であることを忘れてはならない。

（３）有価証券勘定一本それとも保有目的別勘定

実務指針の設例では、ケース別に勘定科目と仕訳例を示しているが、勘定科目の使用で一部混乱がある。たとえば、実務指針設例１の有価証券売買取引のケースでは、有価証券の保有目的に関係なく、全て「有価証券勘定」一本で仕訳例が示されている。これに対し設例３・４・５では、それぞれ「売買目的有価証券勘定」・「満期保有目的債券勘定」・「その他有価証券勘定」というように、保有目的別に勘定科目が使い分けられ、仕訳例が示されている。一貫性に欠けるといわざるを得ない。

また、売却益についても、売買目的有価証券の場合は「有価証券運用損益勘定」が用いられ、その他有価証券の場合は「有価証券売却益勘定」が用いられるというように、同じ売却益であるにもかかわらず、異なった勘定科目が使用されている。

このような勘定科目の使い分けは、売買目的有価証券やその他有価証券などの性質の違いを勘定科目に反映させようとしたためであると思われるが、高校現場での指導の場合、混乱は避けられそうもない。

（４）売買目的有価証券の評価と実現主義

売買目的有価証券は時価評価され、その評価差額は損益処理される（金融商品基準三・二・１）。ここで指導上混乱するのは、評価益の認識と実現主義との関係である。これまで高校では、商品の販売を前提とした実現主義を指導してきた。この実現主義によれば、売買目的有価証券の評価益は未実現とみなされる。しかし金融商品基準では、この評価益は実現したものと考え損益計算書に計上する。

したがって、「売買目的有価証券の評価益は、どうして実現したものと考えることができるのか」について、これまでの実現主義の概念を拡張（注４）して理解させなくてはならない。この指導ステップを踏むことなく、試験などで評価益の問題を出すというのは、本末転倒ではないだろうか。

また、このような実現主義の指導は、「売買目的有価証券の評価差額は損益処理されるのに、その他有価証券の評価差額の場合は、なぜ資本処理されるのか」の理解にもつながる。なお、売買目的有価証券の評価益は、実現収益であると説明したにもかかわらず、

資本の部の授業に入ると、商法上配当できない理由を説明しなければならず、指導内容は極めて高度で複雑になる。

（５）評価損益と売却損益の両方を有価証券運用損益勘定で処理

売買目的有価証券の評価損益と売却損益は、その両方を「有価証券運用損益勘定」で処理する（実務指針設例３）。評価損益と売却損益を同一の勘定で処理するというのは、これまで行われたことはない。同一の勘定で処理することを生徒に指導するのであれば、評価損益と売却損益が、ほぼ同じものであることを理解させる必要がある。

まず、実現の観点については上記（４）でみたとおり、評価損益は実現したものと考えられる。もちろん売却損益は実現している。したがって、この点については問題はないと思われる。

次に同一の勘定で処理できるほど、損益としての性格が似ているかどうかということであるが、売却は運用の最たるものである。一方、期末に保有する行為も運用にあたるのかというと、さらなる利益の獲得を目論んで保有するわけだから、これも運用の一形態といってよい。よって、売却損益と評価損益はともに、運用から発生する損益という点で近似している。

しかし、このような説明をしてまで、高校生に「有価証券運用損益勘定」を用いる処理を指導する必要があるかどうか。また、後でみるその他有価証券の評価損益と売却損益に関する勘定科目の使い方（設例５・６）との区別も必要で、指導内容がより複雑となり、生徒の学習上の負担は大きくなる。

日商の検定試験に出るとか実務指針に書いてあるという理由を優先し、教育上の基礎・基本のフィルターにかけることなく、教室でこれを指導することは現時点では問題であろう。

（６）財規では評価損益を売却損益で表示

上記（５）では「有価証券運用損益勘定」に評価損益と売却損益の両方を含めて処理する実務指針の設例についてみたが、財規ガイド90－２では、売買目的有価証券の評価損益を有価証券売却益または有価証券売却損に含めて表示することもできるとしている。

これは売買目的有価証券が、いわゆるトレーディング目的の有価証券であることに着目しての規定であるが、実際に売却していない有価証券の評価損益

を、売却損益に含めて表示するというのは、評価損益と売却損益の二つを運用損益で処理する以上に混乱を生みそうである。

(7) 金融商品会計Q&Aはさらに複雑

Q&A 69では、売買目的有価証券に係る利息・配当金・売却損益・評価損益は、帳簿上は区分して処理する必要があるが、損益計算書上は一括して「売買有価証券運用損益」(注5)として表示できとしている。またさらに、利息及び配当金を「売買目的有価証券利息及び配当金」とし、売却損益と評価損益を「売買有価証券運用損益」として表示することもできとしている。そしてこれらの損益計算書上の金額は、Q&A 68で純額表示が要求される。ここまでくると、外部報告としての表示科目の統一性が損なわれ、企業間比較に支障をきたすのではないだろうか。

(8) その他有価証券の評価差額

その他有価証券は時価評価され、その評価差額は資本処理される(金融商品基準三・二・4)。そもそも、その他有価証券の評価は、時価によるべきか原価によるべきかという非常に重要なテーマ(注6)があるが、高校ではもっぱら「評価差額の資本処理」が指導の中心となる。

しかしながら、ここの指導は難しく、混乱が予想される。つまり、売買目的有価証券で学習した実現主義をベースに、その他有価証券の評価差額が未実現であることを導き、それゆえ損益勘定を通さず、資本計上するしかないことを説明するわけであるが、これが簿記のルールに反しているなど、これまでになかったことを指導しなければならず、厄介である。また、たとえその他有価証券の評価差額を資本の部に計上させるまでの筋の通った授業ができたとしても、今度は、それが資本の部でどういう位置にあるのか、配当規制のことも絡み、複雑化した資本の部(注7)を生徒が理解することは、ほとんど無理であろう。

(9) その他有価証券をめぐる細かい勘定科目

設例5・6はその他有価証券の評価と会計処理の例を示している。そこではかなり細かい勘定科目の使い方をしている。

たとえば、期末評価における全部資本直入法の場合、時価上昇分・時価下落分とともに「その他有価証券評価差額金勘定」で処理する。一方、部分資本直入法の場合は、時価上昇分には「その他有価証券

評価差額金勘定」を、時価下落分には「有価証券評価損益勘定」を使用する。また、減損処理のときも「有価証券評価損益勘定」を使用する。さらに、売却したときは、有価証券売却益勘定もしくは有価証券売却損勘定ではなく、「有価証券売却損益勘定」を用いる。

このように設例では、ケースごとに細かい勘定科目の使い分けがなされている。これだけ細かい使い分けにこだわるのであれば、減損処理の評価差損と低価法の代用たる部分資本直入法の評価差損も、当然に使い分けるべきであるが、それはなされていない。いずれにせよ、その他有価証券をめぐる設例の勘定科目の使用は細かすぎる。これを、そのまま授業で説明しては、混乱は必至である。

(10) 全部資本直入法と部分資本直入法

その他有価証券の評価差額は、時価評価を前提とする限り資本処理するしかない。ただし、これまでの低価法の考え方にも配慮して、部分資本直入法も認められている。

つまり、評価差額の全部を資本処理する全部資本直入法が原則処理、評価差損の部分だけを損益処理する部分資本直入法は、例外処理という位置づけである。以上のことは、設定意見書Ⅲ・四・2(2)に丁寧に述べられている。

ところが金融商品基準三・二・4は、「次のいずれかの方法により処理する」と規定し、適用に際してはどちらでもよいという表現になっている。そのため、設定意見書を読んでいないと評価差額の処理については、原則と例外は存在しないようにとれる。これは、設定意見書と金融商品基準との不一致からくる混乱である。

しかし、設定意見書と金融商品基準は、もともとワンセットで読むものであるから、金融商品基準だけを読んで勘違いする方が、そもそもおかしいのかもしれない。

以上の有価証券の処理に関する混乱の模様を踏まえ、次に高校における有価証券の標準的な指導内容について検討する。

Ⅲ 有価証券に関する標準的な指導内容

(1) 有価証券の範囲と分類

有価証券の範囲については、証券取引法2条、財規ガイド8の2-1・1及び設定意見書Ⅲ・一・1で広範に示されている。しかし、会計で扱う標準的

分 類	内 容		勘 定 科 目	区分
売 買 目 的 有 価 証 券	時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券		有 価 証 券	流動資産
満 期 保 有 目 的 の 債 券	満期まで所有する意図をもって保有する社債、その他の債券	1 年以内に満期到来		
		1 年を超えて満期到来	投資有価証券	投資等
子 会 社 株 式	企業を支配・統制する目的で保有する株式		子 会 社 株 式	
関 連 会 社 株 式	他企業への影響力を行使する目的で保有する株式		関 連 会 社 株 式	
その他有価証券		1 年以内に満期到来の債券	有 価 証 券	流動資産
	上記以外の有価証券		投資有価証券	投資等

な有価証券は、従来どおり株式・社債・公債とした。なぜなら、これらが有価証券の代表格だからである。

また、分類については金融商品基準が採用している保有目的別の分類を学習させる。分類・勘定科目・表示区分等を表にまとめると上記のように整理できる。

ここでは、実務指針が示す保有目的別の勘定科目を用いないことに留意したい。それは、表示科目に勘定科目を一致させておいた方が、財務諸表の作成段階で学習が容易に進むこと、及び勘定科目を増やすことにより、新たな負担を生徒にかけたくないからである。また、先の「Ⅱ（３）～（７）」で指摘したように、勘定科目の使用に現在のところ混乱がみられるという大きな理由もある。

（２）有価証券の評価

従来から、会計の教科書はどれも貸借対照表の配列にそって内容を構成している。これは貸借対照表の作成を意識してのことであるが、そのために、有価証券の評価の学習が流動資産と固定資産の２箇所で行われることになる。金融商品基準にしたがった評価の指導を行うのであれば、このような学習の分断は好ましくない。なぜなら、金融商品基準は流動と固定の区分を規定（金融商品基準第３・二・７）

する前に、保有目的別にまとめて評価方法を示している（金融商品基準第３・二・１～４）からである。

この学習の分断は指導上の課題として残るが、一応従来通りの指導順序によれば、「流動資産としての有価証券の評価」をまず学習させることになる。指導の要点は、次頁の表に示すとおりであるが、このなかでも売買目的有価証券の評価に学習の重点を置くべきであろう。それは、売買目的有価証券以外のものについては、その本隊が投資等にあるからである。

なお、売買目的有価証券の評価差額の指導に際しては、先の「Ⅱ（５）」で述べた理由で有価証券評価益勘定と有価証券評価損勘定を用いたい。これは昨年３月に発表された全商簿記検定の勘定科目案とも一致している。

投資等の学習に入ると、上記以外の有価証券の期末評価を学習することになる。まず、満期保有目的の債券については、償却原価法による場合の処理に指導の重点を置く。ここは従来から指導してきた投資社債のアキュムレーション処理と同じであるが、取得価額と債券金額との差額が「金利調整の性格」と認められるときは、償却原価法が金融商品基準で強制されることになった。

その他有価証券の評価は、金融商品基準の目玉の

期 末 評 価	流動資産としての有価証券	評価基準	評 価 差 額 の 処 理	
	売買目的有価証券	時価基準	評価益は有価証券評価益勘定に計上	当期の営業外収益として処理
			評価損は有価証券評価損勘定に計上	当期の営業外費用として処理
	満期保有目的の債券 (1年以内に満期到来)	原価基準 または 償却原価法	取得原価によって評価するので評価差額は生じない	
	その他有価証券(1年以内に満期到来の債券)	時価基準	資本の部に計上する	

一つでもあり極めて重要であるが、先に「Ⅱ(8)～(10)」で指摘したとおり、内容が高度で混乱も予想されることから、軽く触れる程度にしたい。標準的な内容として、全部資本直入法による場合の評価差額の処理を指導すれば十分であろう。

子会社株式については、市場価格のない株式を前提に、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときの例題を従来どおり指導する。

なお、以上のような新会計基準に関する標準的な指導内容は、教科書の中にも徐々に取り入れられ、教科書の書き直しが間に合わない場合には補遺が出されている。

Ⅳ 検定試験と新会計基準

次に新会計基準の実施によって、簿記検定試験がどのような影響を受けるか、全商簿記検定に絞ってみたい。全商では、この問題に関して2年以上も前から、取り組みの基本姿勢及び個々の論点ごとの出題についてアナウンスしている(注8)。

それによれば、出題の基本スタンスは、全商簿記検定の「出題の範囲について」の冒頭にあるとおり、「学習指導要領に定める内容によって行う」である。具体的には、学習指導要領に基づいて作成された教科書を基準に出題するということである。このことは、当検定の長い歴史の中で、何度も繰り返し確認されてきたことであり、今日、全国の共通理解として確定している。

ところが、新会計基準をはじめ商法改正に対応していない教科書も一部あるため、全商本部は「使用している教科書(注9)により、有利・不利が生じ

ないように出題する」と発表している。つまり、新しい内容を勉強している生徒はもちろん、従来の内容で勉強していても解けるように問題を工夫するというのである。教科書をもとに作問するという長年にわたる全国の共通理解ができていいる以上、当然のことといえよう。実際、第52回検定以降は毎回、新会計基準や改正商法に配慮し、工夫した出題が行われている。

しかし、これに対し「全商検定は、まだまだ新会計基準を反映した問題になっていない。それは、教科書に縛られているからだ」という見方もある。この「新会計基準を反映した問題」とは、どの程度の問題を指しているのか明らかではないが、仮に簿記学校などの受験機関の問題集にあるような問題を念頭に置いているとしたら、それこそ新会計基準に振り回された混乱の典型といえよう。

簿記学校などのテキストや問題集など、そのほとんどは実務指針にそって書かれている。しかしその実務指針は、先に「Ⅱ主要な会計規範にみる有価証券の混乱」で指摘したように、高校における簿記会計教育の視点からは問題点が多い。

このような問題点を学問的フィルター(注10)及び教育的フィルター(注11)に通すことなく、検定試験に出題してしまうと、さらなる混乱を生むことになる。「新会計基準をどんどん授業に取り入れている」と言っても、実は簿記学校のテキストを教えているだけということもある。新会計基準の中で高校生に必要なことは何か、十分に指導内容を検討して、本当に大切な基礎・基本を指導していくべきである。

V むすびにかえて

平成13年8月「新会計基準と授業との調和化」と題して、全国商業教育研究大会（徳島県）で発表した。それから1年半が経った今も、新会計基準の荒波に押し流されないように、目の前の生徒達に必要な基礎・基本は何かを考えながら、毎日教壇に立っている。

幸いにも、私と同じように考えている方が多数いらっしゃることは、本当に心強い限りである。なかでも、全商簿記研究部で新しい出題範囲と勘定科目表の調査研究のまとめ役をなさっている横浜市立港商業高等学校の粕谷和生先生には、きめ細かな助言を頂いた。この混乱期であるからこそ、簿記会計教育のしっかりとした軸が必要である。より充実した研修を積み、2003年も生徒とともに歩んでいきたい。

（注1）平成14年5月の商法改正により、従来の評価規定は法務省令に委任されることになった。しかし、現在のところ当該省令は公布されていない。そこで本稿では、改正前の商法の評価規定によることとした。

（注2）武田隆二『最新財務諸表論第8版』中央経済社2002年 第17章

（注3）田中弘『原点復帰の会計学第2版』税務経理協会2002年 第10章の冒頭には、「あれだけ効用を喧伝されて制度化された「時価会計」であるが、いざ実施してみると国も企業も銀行もこぞって「時価評価のがれ」に狂奔する。いまや、皆、誰かが「やめよう」といい出すのを待っている」とある。

（注4）設定意見書では、評価基準に関する基本的考え方として「金融資産については、一般的には、市場が存在すること等により客観的な価額として時価を把握できるとともに、……時価評価し適切に財務諸表に反映することが必要であると考えられる。」

と述べ、伝統的実現主義を拡張した実現可能概念を採用している。

（注5）これは、Q&A69が示す表示科目である。ふつうなら「売買目的有価証券運用損益」とするところを、そのようにはしないで「売買有価証券運用損益」とし、「目的」の2文字を抜いている。どういう意図があるのか不明である。

（注6）IASCが1994年に公表したE48では、保有目的に基づく混合アプローチの観点から原価評価を提唱している。しかし、2000年に公表されたJWGの公開草案は、ほぼ全面的な公正価値評価を提案している。なお、我が国の金融商品基準は、設定意見書Ⅲ・三で、時価評価の必要性を価格変動リスクと利益操作の排除に求めている。

（注7）安藤英義『簿記会計の研究』中央経済社2001年 第6・7章

（注8）全国簿記教育研究大会39回・40回及び簿記検定ニュース72号・73号

（注9）新学習指導要領に基づく簿記の教科書は、全て平成15年度用から、会計の教科書は平成16年度用から、新会計基準・改正商法を取り入れた内容になる。しかし、平成15年度においても旧課程の教科書を使う学校は相当数ある。

（注10）一橋大学教授 新田忠誓先生を委員長とする「勘定科目に関する研究会」が、日本簿記学会の中に昨年10月に発足した。現在、実務指針等における勘定科目の使用の問題点に関して、調査・研究が行われている。

（注11）教科書は少なくとも2回の教育的フィルターを通過する。まず、教科書の執筆者は新会計基準や改正商法を学習指導要領というフィルターに通し、高校の簿記会計の内容として相応しいものに練り上げる。さらに、文科省の教科書検定制度というフィルターに通される。